

京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年9月17日

京都市長 門川 大作

京都市規則第38号

京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「の部分利用」の右に「及びトレーニング室の利用」を加え、「体育室部分利用許可申請簿」を「利用許可申請簿」に改める。

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

「

第1体育室	第2体育室	会議室
全面		
半面		
和室	視聴覚室	

を

」

「

第1体育室	第2体育室	会議室
全面		
半面		
視聴覚室		

に改める。

」

第2号様式注及び備考以外の部分中「体育室部分利用許可申請簿」を「利用許可申請簿」に改め、同様式備考中「体育室部分利用許可申請簿」を「利用許可申請簿」に、「第1」又は「第2」を「第1体育室部分」、「第2体育室部分」又は「トレーニング室」に改める。

第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都市障害者教養文化・体育会館条例施行規則の規定は、平成25年8月1日から適用する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は，市長が認めるものに限り，当分の間，これを使用することができる。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)